

内閣参質一八〇第四三二号

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二 殿

参議院議員山谷えり子君提出台湾返還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出台湾返還に関する質問に対する答弁書

一及び四について

我が国は、日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）第二条に従い、台湾に対する全ての権利、権原及び請求権を放棄しており、台湾の領土的な位置付けに関して独自の認定を行う立場はない。

二について

御指摘の寄稿については承知しているが、台湾の領土的な位置付けに関する我が国の立場は一及び四についてで述べたとおりである。

三について

御指摘の教材は、地理歴史科に属する学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）別表第三の下欄に掲げる科目以外の科目として、東京都立高等学校が独自に設けた科目である「江戸から東京へ」の授業に用いるために、東京都教育委員会が作成した教科用図書であると承知している。東京都立高等学校が当該科目においてどのような記述の教科用図書を使用するかについては、東京都教育委員会が適切に判断すべきものであると考えている。